

第九号様式（第二十八条第五項項関係）（A 4）

[工事に係る建築物について容積率に係る許可・認定等を受けている場合はその許可・認定に係る事項]

[地震に対する安全性の向上を目的としない工事の有無]

[工事により容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ない理由]